

結婚

に関連するおもな手続き

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	地域振興局
住所 戸籍	住所が変わる方	住所変更（転入・転出・転居） ※転入・転出・転居のチェックシートも確認してください！				
	同居中で、今まで生計が別になっていた方 （住民票上、別世帯になっていた方）	世帯合併、または世帯変更				
	姓が変わる方で、 マイナンバーカード、住民基本台帳カードの いずれかをお持ちの方	氏名変更	（お持ちの方） ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード		5 戸籍住民課	〔振〕
	姓が変わる方で、旧姓の印鑑で印鑑登録している方	自動的に登録廃止になります				
	旧姓を住民票や印鑑証明書などに表示したい方	旧姓併記の申請	婚姻後の戸籍謄本 （印鑑登録する場合は実印）			
	お子さんの戸籍についてのご相談	入籍届、養子縁組届など	※受付窓口でご相談ください			
保険 年金	国民健康保険に加入中で、姓など保険証の 記載に変更がある方	新しい国民健康保険証の交付	変更前の国民健康保険証		7-1 国民健康保険係	〔振〕
	国民健康保険から、配偶者の勤務先の 健康保険の扶養に入る方	国民健康保険の脱退	・勤務先の健康保険証、 または資格取得証明書 ・国民健康保険証			
	最近退職した方 →配偶者の勤務先の健康保険の扶養に 入る方	松阪市役所での手続きはありません 配偶者の勤務先で手続きしてください			配偶者の勤務先	
	→国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入 ※資格喪失日より14日以内	勤務先の健康保険の 資格喪失証明書			
	姓が変わる方、または世帯構成に変更がある方 で、各種認定証をお持ちの方	各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に加入の方は 勤務先へお問い合わせください	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額 減額認定証 ・特定疾病療養受療証など		7-1 国民健康保険係	〔振〕
	姓が変わる方で、75歳以上の方または65歳 以上で後期高齢者医療制度に加入している方	新しい後期高齢者医療被保険者証 各種認定証の送付先確認（後日郵送）	変更前の後期高齢者 医療被保険者証		7-3 高齢者保険係	〔振〕
こども	児童手当を受給していて、受給者が変わる方 （0歳～中学生） ※受給者の変更が必要かどうかは受付窓口でご相談 ください	児童手当の受給者変更	請求者の振込先口座がわかる もの（必要なものがそろって いなくても窓口へお立ち寄り ください）		10-1 こども支援課	〔振〕
	ひとり親家庭等に該当していた方	児童扶養手当の資格喪失	受付窓口でご相談ください			
		一人親家庭等医療費助成の 資格喪失届および こども医療費助成の申請	受付窓口でご相談ください		9-2 福祉医療係	〔振〕
	こども医療費受給者証をお持ちの方で保護者変 更が必要な方	こども医療費受給者証の変更	受付窓口でご相談ください			
	就学援助を受給している方	就学援助世帯変更届等 ※世帯構成が変わると再申請が 必要です	受付窓口でご相談ください		第2分館 学校教育課	（嬉野・三雲） 北部教育事務所 （飯南・飯高） 西部教育事務所
	保育園・幼稚園等に入園しているお子さんが いる方	世帯状況変更等	受付窓口でご相談ください		11 こども未来課	〔振〕
高齢 障がい	姓が変わる方で介護保険証をお持ちの方 （65歳以上または要介護認定を受けている方）	介護保険証の氏名変更 （保険証は後日郵送）	介護保険証		2 介護保険課	〔振〕
	障害者手帳、自立支援医療受給者証をお持ちの 方で姓が変わる方	各種手帳、受給者証の氏名変更	・障害者手帳（身体・療育・精神） ・受給者証			
	特別障害者手当、障害児福祉手当を受給してい る方	口座変更（必要な方のみ）	受給者の通帳			
	特別児童扶養手当を受給している方	受給者変更届 口座変更（必要な方のみ）	特別児童扶養手当証書 ※戸籍謄本が必要な場合あり ※資格喪失の場合あり 受給者の通帳		8 障がい福祉課	〔振〕
	障害福祉サービス受給者証、障害児通所受給者 証をお持ちの方	受給者証の氏名・住所変更、負担上 限月額の見直し	受給者証			
	障がい者医療費受給資格をお持ちの方	受給者資格の変更等	・障がい者医療費受給者証 ・健康保険証		9-2 福祉医療係	〔振〕
料金	上下水道の使用者名義が変わる方	使用名義変更	お電話で手続きできます		上下水道お客様センター 0598-51-2660 0120-323-204 （市内固定電話のみ）	
その他	市営住宅を退去する方 または市営住宅に同居を希望する方	市営住宅の退去手続き 市営住宅の同居手続き	受付窓口でご相談ください		2階 住宅課	



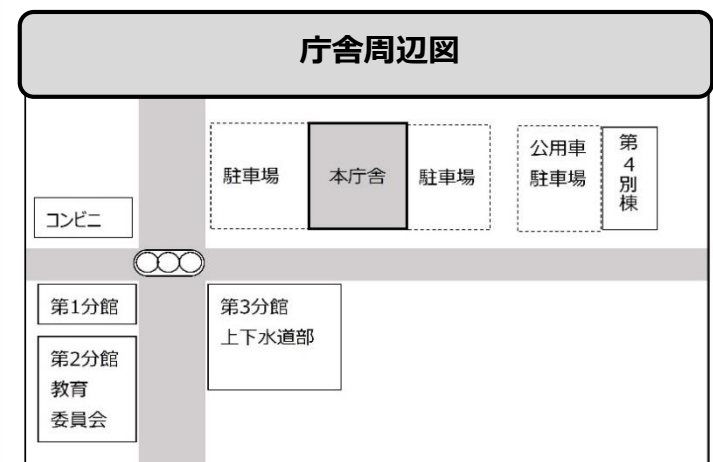
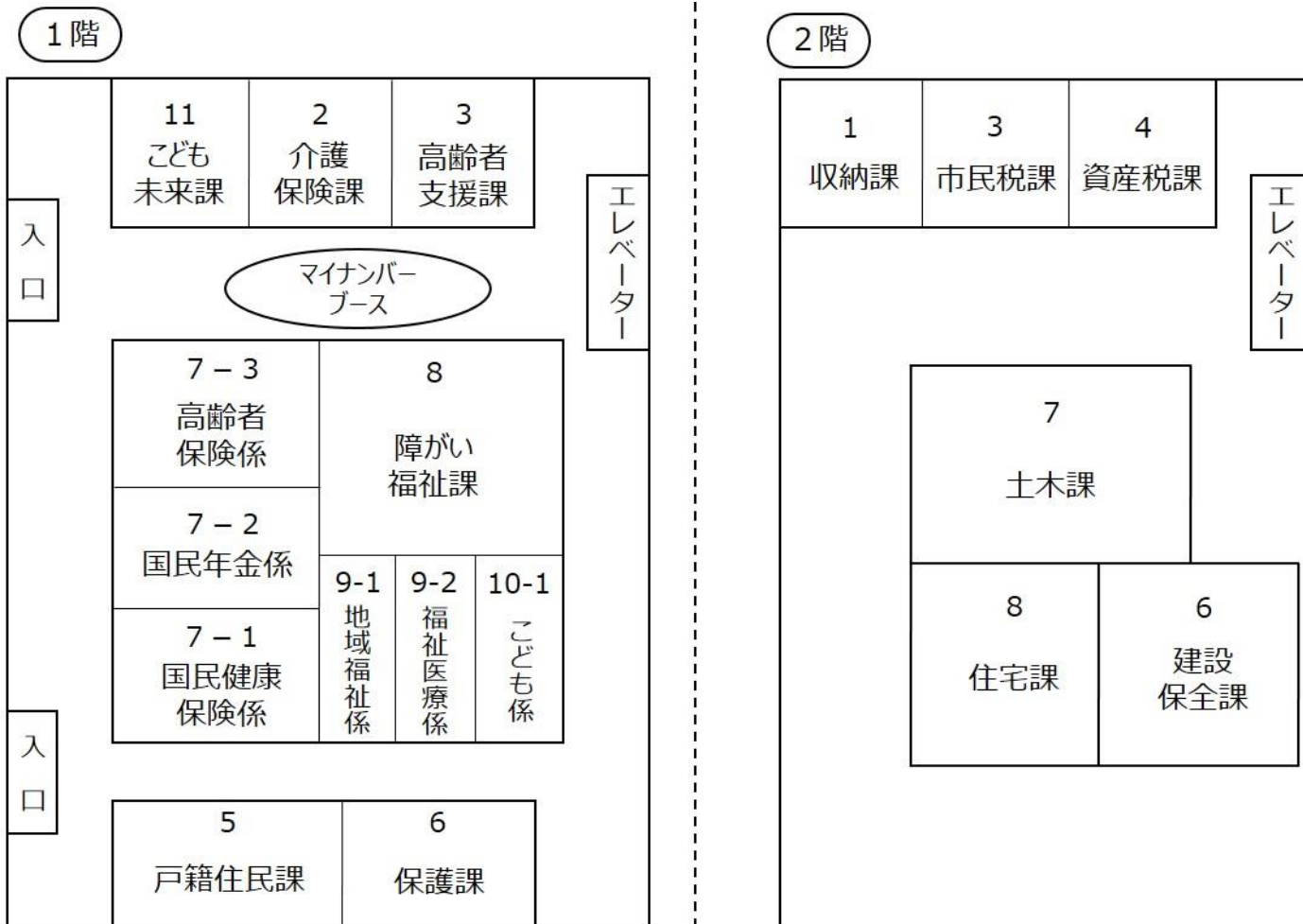
開庁時間 あさ**8時30分** ~ 夕方**5時15分**
(土曜・日曜・祝日、年末年始の開庁日はお休みです)

嬉野地域振興局、三雲地域振興局、飯南地域振興局、飯高地域振興局でも手続きができます。
 一部の手続きでは受付していないものがあります。内側の表でご確認ください。

松阪市ホームページ <http://www.city.matsusaka.mie.jp/>

手続きチェックシート 結婚

本庁主な窓口 (1階・2階)



・戸籍住民課 0598-53-4052	・障がい福祉課 0598-53-4059	・学校教育課 0598-53-4388
・国民健康保険係 0598-53-4041	・福祉医療係 0598-53-4046	・住宅課 0598-53-4163
・高齢者保険係 0598-53-4068	・子ども支援課 0598-53-4081	・上下水道総務課総務係 0598-53-4371
・介護保険係 0598-53-4091	・子ども未来課 0598-53-4083	